

○日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年9月28日

規則第34号

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成6年規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（条例第6条第2項第2号の規則で定める者）

第3条 条例第6条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 前項第9号の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

（平17規則4・平17規則81・平19規則60・一部改正）

(条例第6条第2項第3号の規則で定める土地の埋立て等)

第4条 条例第6条第2項第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づき認可された土地の埋立て等
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）に基づき認可された土地の埋立て等
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づき承認及び許可された土地の埋立て等
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (9) 河川法（昭和39年法律第167号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (10) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づき認可された土地の埋立て等
- (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (12) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (14) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (16) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (17) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (18) 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例（昭和45年茨城県条例第20号）に基づき許可された土地の埋立て等
- (19) 日立市法定外公共物管理条例（平成13年条例第27号）に基づき許可された土地の埋立て等

(平17規則1・平23規則18・一部改正)

(条例第6条第2項第4号の規則で定める土地の埋立て等)

第5条 条例第6条第2項第4号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 採石法、砂利採取法その他の法令及び条例に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）がなされた採取場から採取された土砂等を使用

して行う土地の埋立て等で、次のいずれかに該当するもの

ア 販売するために行う一時的な土砂等の堆積

イ 宅地の分譲又は集合住宅等の建築を目的に行う土地の埋立て等であって、その平均的な高さが50センチメートル未満のもの

(2) 条例第6条第2項第2号に規定する者が発注した工事から発生した土砂等を1年を超えない期間で他の場所へ搬出する目的で行う土砂等の堆積

(3) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う土地の埋立て等

(4) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土地の埋立て等

(5) 農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号茨城県農地部長通知）第3第2項の農地改良協議を行い、農業委員会の同意を得ている土地の埋立て等

(6) 花壇、家庭菜園又は居住の用に供する土地の区域内の庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為として行う土地の埋立て等であって、埋立て等区域の面積が500平方メートル未満のもの

(7) 居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、条例第7条第1号に定める土砂等の性質並びに第7条第2項及び第3項に定める基準に適合した土砂等により、建築確認を受けて行う土地の埋立て等であって、埋立て等区域の面積が500平方メートル未満のもの

(8) 土砂等を発生させる者が請け負った工事において発生した土砂等を自ら利用するために行う一時的な土砂等の堆積であって、埋立て等区域の面積が300平方メートル未満のもの

2 前項第6号及び第7号の埋立て等区域の面積は、土地の埋立て等を行う日前1年以内に埋立て等区域に隣接する土地において土地の埋立て等が既に行われ、又は現に行われている場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該既に行われ、又は現に行われている土地の埋立て等の区域の面積を合算するものとする。

(1) 土地の埋立て等を行おうとする者と埋立て等区域に隣接する土地において土地の埋立て等を既に行い、又は現に行っている者が同一であるとき。

(2) 埋立て等区域の土地の所有者等と当該埋立て等区域に隣接する土地の所有者等が同一であるとき。

（平23規則18・平28規則5・一部改正）

（許可の申請）

第6条 条例第6条第3項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第6条第3項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土地の埋立て等の施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）の住所、氏名及び電話番号並びに当該土地の埋立て等に用いる建設機械の種類及び台数

(2) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の氏名又は名称及び住所（請負人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

- (3) 申請者が条例第7条第6号シに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称並びに代表者及び役員の氏名）
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、法人の役員の氏名
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称
- (6) 申請者に次条第7項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

3 条例**第6条第4項**の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が条例第7条第6号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書
- (4) 申請者が条例第7条第6号アからソまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第7条第6号シに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）
- (6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第6号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第6号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (8) 申請者に次条第7項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第6号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9) 土地所有者一覧表
- (10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第1

4 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し

- (11) 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書面(埋立て等区域が自己所有でない場合に限る。)
- (12) 請負契約書の写し(申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合に限る。)
- (13) 施工管理者の住民票の写し
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第 3 号)
- (15) 埋立て等区域への土砂等の搬入経路を示した図面
- (16) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第 4 号)
- (17) 土砂等の発生から処分までのフローシート
- (18) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書(縮尺 5 0 0 分の 1 以上)
- (19) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図(縮尺 5 0 0 分の 1 以上)
- (20) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書
- (21) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (22) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第 5 号)及び地質分析結果証明書(様式第 6 号。計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。)
- (23) 擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書(擁壁を設置する場合に限る。)
- (24) 埋立て等区域に隣接する土地の地権者の同意を得たことを証する書面。ただし、同意が得られない場合又は同意を得ることが著しく困難である場合は、その理由を記載した書類とする。
- (25) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- (26) 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の同意書(様式第 6 号の 2)(土地の所有者等が申請者のみである場合を除く。)**
- (27) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類**

4 前項第 2 号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 土砂等の発生場所を 3, 0 0 0 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 1 0 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
- (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第 1 号の規定により等分した区域ごとに混合し、それ

ぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

(平17規則4・平28規則5・令元規則31・一部改正)

(許可の基準)

第7条 条例第7条第3号の規則で定める物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

2 条例第7条第3号の規則で定める**基準のうち、有害物質に係るものについては**、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

3 条例第7条第3号の規則で定める基準のうち、水素イオン濃度指数に係るものについては、別表第1の2のとおりとする。

4 条例第7条第4号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

5 条例第7条第5号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

6 条例第7条第6号アの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

7 条例第7条第6号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)

(3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

(4) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)

(5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

(6) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)

(7) 振動規制法(昭和51年法律第64号)

(8) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)

(9) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)

(10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)

(11) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)

(12) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)

(13) 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)

(14) 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第22号)

8 条例第7条第6号キ、ス及びセの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(平28規則5・令元規則31・一部改正)

(許可の決定)

第8条 市長は、条例第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の許可の申請等)

第9条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第8号）に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）
- (3) 土地の埋立て等の施工に関する計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）
- (4) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。）並びに法人にあっては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない場合に限る。）

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 施工管理者を変更する場合にあっては、施工管理者であることを証する書面
- (4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は第7条第7項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第6号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書）

(平17規則4・平28規則5・令元規則31・一部改正)

(変更許可の決定)

第10条 市長は、条例第9条の規定による申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書（様式第10号）により当該変更の許可を申請した者に通知するものとする。

（土地の所有者等への通知）

第10条の2 条例第9条の2第3項の規定による通知は、条例第9条第3項又は第11条第1項の規定による届出の写しを送付することにより行うものとする。

（着手の届出等）

第11条 許可を受けた者が条例第11条第1項第1号に該当することとなったときは、土地の埋立て等着手届（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第11条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届（様式第12号）に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて市長に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第11条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第13号）に次に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 土地の埋立て等を廃止した場合にあっては、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第11条第1項第4号に該当することとなったときは、土地の埋立て等再開届（様式第14号）により市長に届け出なければならない。

（地位の承継の届出）

第12条 条例第12条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類

(2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）

(3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

（平28規則5・一部改正）

（標識の掲示等）

第13条 条例第14条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第16号）により行わなければならない。

2 条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可を受けた年月日及び許可の番号

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地

- (4) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量
- (8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては、当該請負人の氏名又は名称及び住所（請負人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (9) 施工管理者の氏名
（平28規則5・一部改正）
（帳簿への記載等）

第14条 条例第15条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第17号）により土地の埋立て等を行う日ごとに行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 埋立て等区域の位置及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両の登録番号
- (6) 搬入業者の名称
- (7) 搬入車両の運転者氏名
- (8) 搬入数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他埋立て等の施工に必要な事項

3 条例第15条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等に着手した日から60日ごとの期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は休止し若しくは廃止した場合は、当該土地の埋立て等を完了し、又は休止し若しくは廃止した日から14日を経過する日までの期間）内において市長が指定する日までに報告しなければならない。

4 条例第15条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第17号の2）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し
- (2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

5 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等区域の位置及び面積
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量
- (4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量
- (5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(平 2 8 規則 5 ・ 一部改正)

(土壌の調査等)

第 1 5 条 条例第 1 6 条の規定による土壌の調査は、土地の埋立て等に着手した日から 6 0 日ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は休止し若しくは廃止した場合は、当該土地の埋立て等を完了し、又は休止し若しくは廃止した日から 1 4 日を経過する日までの期間)内において市長が指定する日に行わなければならない。

2 前項の土壌の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、第 6 条第 4 項に定める方法によって行わなければならない。ただし、当該職員が、同項第 2 号に定める地点以外の地点において試料とする土砂等の採取を指示したときは、当該指示した地点の土壌について採取を行わなければならない。

3 条例第 1 6 条の規定による報告は、土地の埋立て等に係る土壌調査報告書(様式第 1 8 号)に次に掲げる書類及び図面を添えて行わなければならない。

- (1) 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真
- (2) 土壌調査試料採取報告書(様式第 5 号)
- (3) 地質分析結果証明書(様式第 6 号)

(平 2 3 規則 1 8 ・ 一部改正)

(書類の備付け及び閲覧)

第 1 6 条 条例第 1 7 条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第 6 条第 1 項の許可を受けた日から行うものとし、第 1 1 条第 2 項若しくは第 3 項の届出をしたとき又は条例第 1 8 条第 1 項の取消し若しくは停止若しくは同条第 2 項の取消しを命ぜられたときから 5 年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第 1 7 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第 8 条に規定する土砂等による土地の埋立て等許可(不許可)決定通知書及び第 1 0 条に規定する土砂等による土地の埋立て等変更許可(不許可)決定通知書の写し
- (2) 第 9 条第 1 項に規定する土地の埋立て等変更許可申請書及び同条第 3 項に規定する土地の埋立て等変更届の写し
- (3) 第 1 1 条第 1 項に規定する着手届、同条第 2 項に規定する完了届、同条第 3 項に規定する廃止(休止)届及び同条第 4 項に規定する再開届の写し

- (4) 第12条に規定する地位承継届の写し
- (5) 第14条第4項に規定する土地の埋立て等状況報告書の写し
- (6) 前条第3項に規定する土壌調査報告書の写し
- (7) 条例第21条第1項の規定による報告書の写し

(平28規則5・一部改正)

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第16条の2 条例第19条の3第1項の規定による土地の埋立て等の施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行うものとする。この場合において、土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

- (1) 当該施工状況が、条例第6条第1項又は条例第9条第1項の規定による許可の内容に相違していないこと。
- (2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生又はこれらのおそれがないこと。

2 条例第19条の3第2項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可の内容と相違する事実及び当該事実を知った日
- (2) 土地の埋立て等を行う者に対して講ずることを求めた当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置の内容並びに当該措置を求めた日及び方法
(書面の交付及び携帯)

第16条の3 条例第19条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (2) 土地の埋立て等に係る許可の年月日
- (3) 土地の埋立て等の目的
- (4) 埋立て等区域の位置及び面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量

2 条例第19条の5第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- (3) 土地の埋立て等に係る許可の年月日

- (4) 搬入する者の氏名
 - (5) 搬入の用に供する自動車の登録番号
 - (6) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
 - (7) 土地の埋立て等を行う期間
 - (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量
 - (9) 搬入する土砂等の性質及び数量
- （公表）

第16条の4 条例第19条の7第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 住所又は事務所の所在地
- (2) 法人の場合にあっては、その代表者の氏名
- (3) 許可の取消し又は命令の内容（条例第19条の7第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合に限る。）

（身分証明書）

第17条 条例第21条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第19号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第18条 条例及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、正副各1部とする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用している帳票は、補正して当分の間使用することができる。

附 則（平成17年規則第21号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第81号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第60号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により着手している土地の埋立て等に係る報告、処分その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第1及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第4項第2号及び第15条第1項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第15条第1項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、別表第1及び様式第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1及び様式第6号の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同規則第6条第4項第2号及び第15条第1項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査について適用し、同日前に同規則第6条第4項第2号及び第15条第1項の規定により採取された土砂等に係る土壌の調査については、なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条の2及び第16条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）後に申請された日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等について適用し、施行日前に申請された条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等については、なお従前の例による。

別表第1（第6条、第7条関係）

（平28規則5・平29規則12・令元規則6・令元規則31・一部改正）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格1」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格1の38に定める方法（規格1の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格1の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格1の65.2（規格1の65.2.7を除く。）に定める方法（規格1の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.0	検液中濃度に係るものにあつては、規格1の61

	1ミリグラム以下、かつ、埋立等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125（以下「規格2」という。）の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1、2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	シス体にあつては規格2の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格2の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1、1、1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリ	規格2の5.1、5.2、5.3.1、5.4.

ロロエタン	グラム以下	1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.06ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格2の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格1の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格1の34.1（規格1の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格1の34.1.1c）（注（ ² ）第3文及び規格1の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害とな

		る物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格1の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1、2-ジクロロエチレンの濃度は、規格2の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格2の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2(第6条、第7条関係)

(改正)

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」

別表第2(第7条関係)

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)は、10メートル以下とすること。
- 4 土地の埋立て等ののり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さにあつては、垂直1メートルに対する水平距離1.8メートル)以上のこう配となつ

ていること。

- 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 6 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための措置が講じられていること。
- 7 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。
- 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第7条関係）

（平28規則5・一部改正）

施工管理体制	<ol style="list-style-type: none">1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
周辺環境対策	<ol style="list-style-type: none">1 粉じん飛散防止のため、散水、シート掛け、表層の締固めその他の措置を講ずること。2 埋立て等区域からの雨水等及び土砂等により公共用水域及び地下水の水質汚濁を生じさせないこと。3 埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。4 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。5 騒音については、騒音規制法に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、必要な騒音防止措置を講ずること。

	6 振動については、振動規制法に規定する特定建設作業の規制に関する基準に準じ、必要な振動防止措置を講ずること。
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 土砂等の運搬車両等の通行経路が通学路に当たるときは、教育委員会と協議の上、登下校時間帯の土砂等の運搬車両等の通行を行わない等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置を講ずること。</p>
作業時間	1 土砂等の土地の埋立て等区域へ搬入は、原則として、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までに行うこと。
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害が生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p>

様式第1号（第3条関係）

（平17規則4・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平28規則5・全改、令元規則31・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平28規則5・全改）

様式第4号（第6条関係）

（平28規則5・一部改正）

様式第5号（第6条、第15条関係）

（平28規則5・一部改正）

様式第6号（第6条、第15条関係）

（令元規則31・全改、令6規則 ・一部改正）

様式第6号の2（第6条関係）

（令6規則 ・追加）

様式第7号（第8条関係）

（平17規則21・平28規則5・一部改正）

様式第8号（第9条関係）

（令6規則 ・一部改正）

様式第9号（第9条関係）

（平17規則4・平28規則5・令元規則31・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平17規則21・平28規則5・一部改正）

様式第11号（第11条関係）

様式第12号（第11条関係）

様式第13号（第11条関係）

（平28規則5・一部改正）

様式第14号（第11条関係）

様式第15号（第12条関係）

（平28規則5・全改、令元規則31・一部改正）

様式第16号（第13条関係）

（平28規則5・一部改正）

様式第17号（第14条関係）

（平28規則5・一部改正）

様式第17号の2（第14条関係）

(平 2 8 規則 5 ・ 追加)

様式第 1 8 号 (第 1 5 条関係)

(平 2 8 規則 5 ・ 一部改正)

様式第 1 9 号 (第 1 7 条関係)

(令 6 規則 ・ 一部改正)